

保存して、地震発生時・警報発令時等に確認してください

改訂版です

保護者の皆さま

平成28年4月19日

茨木市立郡山小学校

校長 吉田 明弘

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発令された場合について、次のように定めています。

【地震発生時の措置】

震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前に発生 臨時休校（登校中の場合、学校へ向かう）
- ・授業中に発生 授業中止 翌日 臨時休業
（状況により学校待機、保護者へ引き渡し）
- ・放課後 翌日 臨時休業

震度5弱未満の地震が発生した場合

学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

【気象警報発令時の措置】

茨木市（北大阪）に『暴風警報』『特別警報』が発令された場合だけ、次の措置をとります。

午前7時の時点で、『暴風警報』が発令されている場合
自宅待機してください。

午前9時までに『暴風警報』が解除された場合
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら登校します。
給食はあります。

午前9時の時点で、『暴風警報』が引き続き発令されている場合
臨時休校（登校させないでください）

登校後に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。
状況により具体的な措置については連絡メールで配信する場合があります。連絡メール等で連絡が無い限りこのプリントに従ってください。